

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第151号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年6月7日（日） 12時10分ごろ	
発生場所	千葉港千葉区 千葉港姉崎航路第3号灯標から真方位117° 300m付近（概位 北緯35° 30.3′ 東経140° 01.1′）	
事故等調査の経過	平成21年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ マツダ MATSUDA-1、0.1トン 232-37438千葉、個人所有 B 水上オートバイ ランドシャークII、0.1トン 232-40074千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者A） B なし	
損傷	A 船首部外板擦過傷及びき裂 B 左舷船尾排気管一部欠損	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが同乗者Aを後部座席に乗せ、B船は、船長Bが同乗者Bを後部座席に乗せ、千葉港において遊走していた。A船は、蛇行を繰り返しながらB船と並行して北進中、船長Aが蛇行しようとハンドルを左に切ったところ、目の前に、止まっているB船を認めたので、これを避けようとしてとっさにハンドルを右に切ったが、平成21年6月7日12時10分ごろ、A船の船首がB船の左舷船尾に衝突した。</p> <p>B船は、蛇行を繰り返しながらA船と並行して北進中、船長Bが蛇行しようとハンドルを左に切ったところ、船体が前のめりになり、吸水口が水面上に出て海水を取り込めず、推力を失って停止した。その時、左舷船尾にA船の船首が衝突した。</p> <p>衝突で船長B、同乗者A及び同乗者Bが落水した。船長Aは負傷した同乗者Aの救助に向かうとともに、同乗者Bに海上保安庁への通報を依頼した。同乗者Bは、携帯電話で海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>同乗者Aは、左大腿骨を骨折した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長A及び船長Bは、千葉港において、蛇行を繰り返しながら並走中、互いに相手船の動静を確認していなかったものと考えられる。
原因	本事故は、千葉港において、A船及びB船が蛇行を繰り返しながら並走	

	中、互いに相手船の動静を確認していなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	---